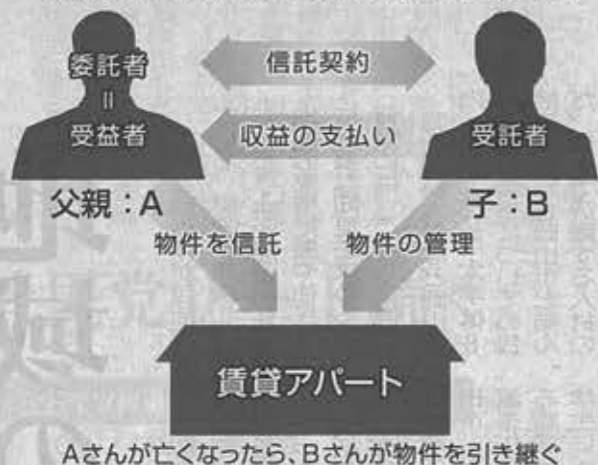


家族信託の利用例

父親の認知症に備えて賃貸物件を子に委託するケース



広告

企画制作・お問合せ先
日経エージェンシー
TEL.03-5259-5430

家族が本人に代わって財産を管理する「家族信託」 認知症対策・相続対策に利用できる

認知症になるとお金の管理が困難に
65歳以上の認知症の人は2025年には約700万人になると予測されている。これは高齢者の約5人に1人の割合だ。
認知症でお金の管理ができなくなる。日常生活に支障をきたす。銀行などの金融機関は、預金者が認知症と診断されると、その人の口座を凍結する。家族でも預金を引き出せず、生活費や医療費・介護費用などが支払えなくなることもある。所有する不動産を売却して介護施設等への入居費用を捻出したい。所有者が認知症だと売買契約を結べない。遺言書を書いても無効となり、相続対策ができなくなる。

家族との契約で財産管理を委託する
こうした問題に備える方法の一つが「家族信託」だ。「信託」というのは、財産を「委託者」に託し、財産から得られる利益を受け取る「受益者」に託された財産を管理する「受託者」を決めて行う契約をいう。信託銀行などが信託業務の登録を受けて受託者となる。「家事信託」に対して「家族信託」は、家族が財産の所有者から委託を受けて信託契約を交わし受託者となる。

例えば、賃貸アパートを所有しているAさんが、子のBさんを受託者として物件の所有権をBさんに移し、得られる賃料収入はAさんが受益者として受け取り、Aさんが亡くなった後、Bさんが物件を引き継ぐ。

専門家に相談して綿密に設計する
家族信託は契約の自由度が高く、認知症対策だけでなく相続対策としても活用できる。ただし、契約内容は家族の状況や相続税なども考慮して綿密に設計しなければならぬ。家族信託や相続に詳しい税理士等への相談は必須といえる。

遺言書では、亡くなったあとの財産の分け方を指定できるが、相続させた財産をどうするかは指定できない。その点、信託だと、一次相続だけでなくその先の二次相続まで契約で定めることができるため、相続で財産が散逸するのを防げる。
例えば子と暮らさない夫婦の場合、夫が亡くなると妻が財産を相続し、妻が亡くなると、財産は妻の親族が相続することになる。そこで、信託を使って第一受益者を妻、第二受益者を自分の兄弟の子(甥・姪)に引き継がせれば、財産を自分の家系に残すことができる。

信頼できる相続・贈与に詳しい

相続税理士50選

Vol.21

年齢が高くなるとともに心配なのが認知症だ。認知症になると、時間や場所がわからなくなる、身の回りのことができなくなるといった症状が現れる。特に、預金の引き出しや資産の管理などのお金に関する手続きができなくなるのは本人や家族にとって大きな問題だ。そこで事前の対策として「家族信託」の利用が広がってきている。

日経電子版連動広告企画 <http://ps.nikkei.co.jp/souzokuzelishi/index.html>

高野総合グループ
税理士法人
高野総合会計事務所
お客様との「信頼・信用・信義」を重んじ、50名以上の税理士・公認会計士が毎年500件以上の案件に従事しています。
税理士法人 高野総合会計事務所
【本部】〒103-0027 東京都中央区日本橋2-1-3 アーバンネット日本橋二丁目ビル3階
TEL.03-4574-6688 <http://www.takanosogo.com/>
【所属】東京税理士会 日本橋支部 【法人番号】第2134号 【代表】高野 角司

クロスボーダーの相続・事業承継案件についても国内案件同様、世界150カ国以上のグローバルネットワークおよびEY弁護士法人を含む国内ネットワークを通じて、ワンストップで対応します。
EY税理士法人
【本部】〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-1-2 東京ミッドタウン日比谷 日比谷三井タワー
TEL.03-3506-2411 https://www.ey.com/ja_jp/tax
【所属】東京税理士会 麹町支部 【法人番号】第213号 【代表】藤名 和博

ランドマーク税理士法人
Landmark Licensed Tax Accountant's Co.
【相続税に関する相談20,000件超、申告5,500件超の圧倒的な実績】
神奈川・東京・埼玉の13店舗を中心に、全国対応中！
ランドマーク税理士法人グループ
【本部】〒106-8137 神奈川県横浜市西区みなとみらい2-2-1 横浜ランドマークタワー 37階
TEL.0120-48-7271 <https://www.landmark-tax.com>
【所属】東京地方税理士会 横浜中央支部 【法人番号】第1606号 【代表】清田 幸弘

国内外のネットワークを駆使し、常にクライアント目線で、事業承継・資産税問題のほかクロスボーダー環境下の複雑な資産承継・相続問題への対応も支援します。
PwC税理士法人
【本部】〒100-0004 東京都千代田区大手町1-2-1 Otemachi Oneタワー
TEL.03-6257-0600 <http://www.pwc.com/jp/tax>
【所属】東京税理士会 麹町支部 【法人番号】第28号 【部門代表】小林 和也

相続税申告件数累計15,000件超で日本最大級。土地評価に強く、初回無料で専門家へ相談できます。Webサービス「相続のせんせい」では、無料で概算税額を入手できます。
税理士法人レガシイ
【本部】〒100-6806 東京都千代田区大手町1-3-1 JAビル
TEL.0120-501-725 <http://legacy.ne.jp>
【所属】東京税理士会 麹町支部 【法人番号】第378号 【代表】天野 隆

多くの税理士の悩み「小規模宅地の特例・土地評価・空家譲渡特例・配偶者居住権は難しいわ。」相続専門38年以上「小規模宅地特例と土地評価」専門として、累計32冊の書籍出版。(小規模宅地特例、配偶者居住権、相続トラブル解決事例30、等)
税理士法人 安心資産税会計
【本部】〒115-0045 東京都北区赤羽1-52-10 NS2ビル5階
TEL.0120-430-506 <http://www.souzoku-ansinkaikai.com/>
【所属】東京税理士会 王子支部 【法人番号】第1812号 【代表】高橋 安志

「日本から争族を無くし、笑顔相続を増やす！」それが、HOPのミッションです。亡くなった後、残された家族が骨肉の争いをしていたら、成功した人生も台無しになってしまいます。相続は、節税も大切ですが、家族の笑顔が一番大切です！
税理士法人HOP
【本部】〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町2-13-9 FORECAST人形町7階
TEL.03-5614-8700 <https://www.group-hop.com/>
【所属】東京税理士会 日本橋支部 【法人番号】第16号 【代表】小川 実

オーナー企業様の良きアドバイザーとして、グローバル・ファームならではの知見・経験も取り入れながら相続・事業承継に関するさまざまな課題を最後まで支援します。
KPMG税理士法人
【本部】〒106-6012 東京都港区六本木1-6-1 東ゲザンタワー TEL.03-6229-8000
【大阪】〒530-0005 大阪府北区中之島2-2-2 大阪中之島ビル TEL.06-4708-5150
【所属】東京税理士会 麻布支部 【法人番号】第676号 【代表】駒木 裕一

相続税対策と相続対策は違います。「失敗しない、家族円満」の相続実現のため、家族信託・遺言書作成等、想い・相(かたち)が伝わる最善の方法を提案いたします。
税理士法人 新日本筒木
【本部】〒169-0075 東京都新宿区高田馬場2-14-26 INOビル2階
TEL.03-5272-6900 <http://www.23ok.jp>
【所属】東京税理士会 新宿支部 【法人番号】第225号 【代表】筒木 豊

不動産登記、銀行手続、相続税申告をフルパッケージ化した「ワンパック相続®」生前対策の「ワンパック相続対策」を提供中。認知症対策のご相談もお任せください。
税理士法人新宿総合会計事務所
【本部】〒160-0023 東京都新宿区西新宿6-6-3 新宿国際ビル新館7階
TEL.0120-386-189 <https://www.s-g-a.co.jp/189/>
【所属】東京税理士会 新宿支部 【法人番号】第3609号 【代表】杉江 延雄

ブレインズ・グループでは、専門の財産コンサルタントがあなたの財産を守る「相続税のスーパードクター」として、さまざまな対策提案を行っています。最新のノウハウを駆使し、お客様の財産をお守りします。
税理士法人ブレインズ
【本部】〒611-0042 京都府宇治市小倉町神楽田21-5 アーバンテックス小倉ビル2階
TEL.0774-28-2555 <http://www.brains-group.co.jp/>
【所属】近畿税理士会 宇治支部 【法人番号】第752号 【代表】湯浦 正徳

創業47年の実績と信用で相続専門チームが最新の知識で相続の「困った」を「わかった」に代え安心をお届けしております。初回無料相談から申告・その後の税務調査などのフォローまで、迅速丁寧な相続のお手伝いをさせていただきます。
あいゆう税理士法人
【本部】〒160-0022 東京都新宿区新宿2-8-8 とみん新宿ビル3階
TEL.03-3350-5981 <http://www.iuoffice.jp/>
【所属】東京税理士会 四谷支部 【法人番号】第574号 【代表】三宅 淳一

資産税に特化した税理士法人です。資産税(相続税、贈与税、譲渡税)のプロフェッショナルとして、豊富な経験を基にお客様の資産状況に合わせて、相続財産をよりよい形で残すために親身に対応いたします。
税理士法人エーティーオー財産相談室
【本部】〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-15-1 渋谷クロスタワー 17階
TEL.03-5468-6700 <http://www.ato-zaiso.net/>
【所属】東京税理士会 渋谷支部 【法人番号】第15号 【代表】高木 康裕

経験豊富な専門チームが円満な遺産分割、効果的な節税対策、困らない納税対策について皆様のお手伝いをいたします。リーズナブルな料金体系で、駅から徒歩1分のアクセス便利な私どもの初回無料相談をご利用ください。
税理士法人早川・平会計
【本部】〒101-0048 東京都千代田区神田町2-10 安和町ビル2階
TEL.03-3254-2171 <http://www.ht-souzoku.com>
【所属】東京税理士会 神田支部 【法人番号】第289号 【代表】平 善昭

私たちは、多くの相続・事業承継のご相談をお受けした経験を活かし、お客様と対面でコミュニケーションを重ね、それぞれのニーズに合わせた提案を行い、ご納得いただけるきめ細やかなサービスを提供いたします。
税理士法人 渡邊芳樹事務所
【本部】〒107-0052 東京都港区赤坂7-6-18 赤坂ロイヤルビルアネックス
TEL.03-5575-8270 <https://www.crowe.com/jp>
【所属】東京税理士会 麻布支部 【法人番号】第733号 【代表】渡邊 芳樹

世界第5位のBDO International 加盟事務所として、国内の相続税および事業承継はもとより、167カ国に及ぶメンバーファームと連携し、国際相続等の問題にも対応いたします。
BDO税理士法人
【本部】〒160-0023 東京都新宿区西新宿1-24-1 エステック情報ビル
TEL.03-3348-9170 <http://www.bdotax.jp/ja-jp/home>
【所属】東京税理士会 新宿支部 【法人番号】第304号 【代表】長峰 伸之

練馬区に創業して47年。数多くの相続税申告の実績があり、面倒見の良い事務所を心掛けています。
税理士法人 内田会計
【本部】〒177-0053 東京都練馬区関町南3-5-14
TEL.03-3928-6351 <http://uchida-kaikai.jp/>
【所属】東京税理士会 練馬西支部 【法人番号】第2853号 【代表】内田 明仁

税理士法人パートナーズは岡山・広島・鳥取・香川・愛媛・徳島・高知に8事務所を設置し、中四国を拠点に年間2,000件以上の相続・贈与の相談に対応しています。相続税専門のチームを設け、中国・四国全域へ相続業務対応エリアを拡大しています。
税理士法人パートナーズ
【本部】〒700-0973 岡山県岡山市北区下中野1222-9
TEL.086-246-4446 <http://www.zei-partners.com/>
【所属】中国税理士会 岡山西支部 【法人番号】第505号 【代表】川本 洋

税理士法人STR(旧:税理士法人オグリ)は東海地方を中心に相続税の申告を数多く手掛けております。最新の税法や会社法を駆使した事業承継対策や相続対策をオーダーメイドで提案いたします。
税理士法人STR
【名古屋本部】〒450-0001 名古屋市中村区区野1-47-1 名古屋国際センタービル17F
TEL.052-526-8858 <http://www.str-tax.jp/>
【所属】名古屋税理士会 名古屋中村支部 【法人番号】第2454号 【代表】小栗 悟

■相続の専門家有する税理士法人です。
■二次相続も考慮に入れて、経験豊富なスタッフがきめ細かく対応いたします。
■明確な料金表をご用意しております。
■生前の相続税対策でお悩みの方もお気軽にご相談ください。
税理士法人レガート
【本部】〒104-0061 東京都中央区銀座1-14-10 松橋ビル5階
TEL.03-5524-0050 <http://www.legato-ta.jp/>
【所属】東京税理士会 京橋支部 【法人番号】第2369号 【代表】服部 誠